

議案第 87 号

鳥取中部ふるさと広域連合中部ふるさと市町村圏振興事業基金の権利放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 12 日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 権利放棄の内容

鳥取中部ふるさと広域連合中部ふるさと市町村圏振興事業基金に対する出資総額 64,980,000 円のうち、34,911,000 円について権利を放棄するものである。

2 権利放棄の相手方

鳥取県東伯郡北栄町土下 112 番地
鳥取中部ふるさと広域連合
広域連合長 石田 耕太郎

3 権利放棄の理由

「鳥取看護大学設置」に係る支援事業の財源に充当しようとするもの。